

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和8年度学校給食費免除事業(臨時)	①教職員分を除く、令和8年4月分～令和9年3月分の給食費を全額免除することで、給食費に係る物価高騰分の負担を軽減するとともに、小・中学生の保護者の家計全体における食費の物価高騰による影響の緩和を図る。 ②市立小中学校の給食費11か月分(4月～3月)の免除に係る費用を補助対象経費とする。 ③令和8年4月分～令和9年3月分の市立小中学校の給食費免除に係る費用(教職員を除く) ・小学校児童 500円×2,265人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝12,457,500円 ・中学校生徒(1年生及び2年生) 6,400円(月額給食費)×729×11か月(4月～3月給食実施月数)＝51,321,600円 6,400円(月額給食費)×402人×10か月(4月～2月給食実施月数)＝25,728,000円 合計 89,507,100円 ④市内公立小中学校の保護者世帯	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和8年度学校給食における支援金支給事業(臨時)	①教職員分を除く、市内在住の私立小中学校等に在籍する児童生徒保護者および市立小中学校の給食の提供を受けない児童生徒保護者へ、小中学生の保護者の家計全体における食費の物価高騰による影響の緩和を図る。 ②大和高田市に住民登録のある保護者のうち私立小中学校等に在籍する児童生徒および市立小中学校で給食の提供を一部もしくは完全に受けていない児童生徒の保護者に対し、物価高騰分または給食費相当金額を支給するために要する経費を補助対象経費とする。 ③令和8年4月分～令和9年3月分の物価高騰分または給食費相当分の支給に係る費用(教職員を除く) ●物価高騰分 ・市内公立以外在籍者(小学校) 500円×45人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝247,500円 ・市内公立欠食者(小学校) 全停止 500円×28人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝154,000円 牛乳停止 116円×32人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝40,832円 ●給食費相当分 ・市内公立以外在籍者(中学校1年生及び2年生) 6,400円×64人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝4,505,600円 ・市内公立以外在籍者(中学校3年生) 6,400円×51人×10か月(4月～2月給食実施月数)＝3,264,000円 ・市内公立欠食者(中学校1年生及び2年生) 全停止 6,400円×43人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝3,027,200円 牛乳停止 1,330円×11人×11か月(4月～3月給食実施月数)＝160,930円 ・市内公立欠食者(中学校3年生) 全停止 6,400円×22人×10か月(4月～2月給食実施月数)＝1,408,000円 牛乳停止 1,330円×5人×10か月(4月～2月給食実施月数)＝66,500円 ●郵便料 ・私立・市外学校在籍者への給食支援金申請手続きに係る郵便料(案内) 96円×351件×1回＝33,696円 ・私立・市外学校在籍者への給食支援金申請手続きに係る郵便料(返信用) 136円×351件×1回＝47,736円 ・給食支援金交付決定通知／不交付決定通知発送に係る郵便料 96円×301件×3回＝86,688円 合計 13,042,682円 ④大和高田市に住所を有する、私立小中学校等に就学する小中学校の生徒の保護者および大和高田市立小中学校に就学する児童・生徒の保護者	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和8年度大和高田市物価高騰対応くらし応援ギフトカード配布事業(臨時)	①物価高が続く中で、生活者への食料品の物価高騰に対する支援や消費下支えを通じた支援を行うことで、市民の方々の生活を維持する。 ②商品券を使用した支出金及び支出に係る事務費 ③商品券支出金 61,400人×8.5千円＝521,900,000円 事務費 84,389千円(うち39,389千円) ※商品券支出金及び事務費45,000千円は令和7年度実施計画に記載済 事務費の内容【役務費(郵送料等)業務委託料として支出] ④市民	R8.4	R8.11